

登録自動車の車検証所有者名義に関するお知らせ

弊社は平成 29 年 4 月の「中国企業株式会社」から「株式会社エネルギー L & B パートナーズ」への商号変更に際して、国土交通省と協議の結果、登録自動車の車検証「所有者名義」の変更を、登録識別情報制度を利用して順次取り進めております。

具体的には、弊社とご契約中の車両で、所有者名義が現在の「株式会社エネルギー L & B パートナーズ」と異なる車両の内、継続検査（車検）などにより従来の車検証(Aタイプ)から新様式の車検証(Bタイプ)に切り替わった車両につきましては、一括登録申請に係る特例措置の適用を受けて、電子申請により所有者の変更登録申請を実施いたします。

Aタイプ車検証の所有者欄には、「中国企業株式会社」と記載されており、この車両が車検を実施すると、Bタイプ車検証が発行されます。Bタイプ車検証は所有者欄が削除され、車検証の備考欄に、所有者として「中国企業株式会社」が記載されます。

Bタイプ車検証が発行された車両について、弊社は国土交通省への電子申請で一括登録申請を行います。一括登録変更申請後の国土交通省のデータファイルは「所有者名：株式会社エネルギー L & B パートナーズ」へ変わりますが、一括変更登録申請では、新たに車検証は発行されません。お手元の車検証の備考欄に記載されている所有者名義は「中国企業株式会社」のままご使用いただけます。その後何らかの事由で、新たに車検証が発行された場合は、備考欄に「株式会社エネルギー L & B パートナーズ」と記載されます。その間、お客様の車両のご使用には何ら差し支えはございません。

その後、当該車両について、使用者さまに係る登録変更等の申請をされる場合、Bタイプ車検証の備考欄に、所有者「株式会社エネルギー L & B パートナーズ」と記載が無くとも、車検証の所有者情報の変更登録の必要はありませんのでご注意ください。

以上